

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金			担当部局庁	健康局		作成責任者			
事業開始年度	平成23年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室		小野 俊樹			
会計区分	一般会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法38条			関係する計画、通知等	-					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図る。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	本事業は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「特措法」という。)に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金等を支給するための社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付するものである。									
実施方法	交付									
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		補正予算	57,200	57,200	57,200	57,200	57,200			
		前年度から繰越し	49,835	53,906	29,531	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	107,035	111,106	86,731	57,200	57,200			
	執行額	107,035	111,106	86,731	-	-				
執行率(%)	100%	100%	100%	-	-					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度		
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-		
	-	-	目標値	-	-	-	-	-		
	-	-	達成度	%	-	-	-	-		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績						
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	特措法に基づく給付金等支給金額 ※見込みは裁判上の手続きによる和解後の請求金額。 28年度は見込むことが困難であるため、前年度実績と同額を記載。			活動実績	千円	67,563,663	73,729,634	80,321,501	-	
				当初見込み	千円	67,563,663	73,729,634	80,321,501	80,321,501	
	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
単位当たりコスト	単位当たりコスト=X/Y X:「各年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費」 Y:「各年度給付金等支給件数」			単位当たりコスト	円	34,888	27,117	23,550	23,550	
				計算式	X/Y	151,867千円/4,353人	154,783千円/5,708人	157,126千円/6,672	157,126千円/6,672 ※見込むことが困難であるため、前年度実績と同額を記載。	

平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由
	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金	57,200	57,200	-
	計	57,200	57,200	

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	I-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること							
	施策	I-5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 28 年度
		都道府県における肝炎対策に関する計画等の策定数	実績値	都道府県	47	47	47	-	-
			目標値	都道府県	47	47	47	-	47
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	本事業は、特措法に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するための社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付することにより、肝炎の発生・まん延の防止に繋がると見込んでいる。								
	改革項目	分野:	-						
	経済・財政再生アクション・プログラム	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
			成果実績	-	-	-	-	-	-
目標値			-	-	-	-	-	-	
達成度		%	-	-	-	-	-		
KPI (第二階層)			単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-		
達成度	%	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	本事業は、B型肝炎訴訟により、国と原告との間で和解が成立した方に対して、給付金等を支給するものであり、国民や社会のニーズを反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、B型肝炎訴訟により、国と原告との間で和解が成立した方に対して、給付金等を支給するものであり、当事者である国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	特措法に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給する措置を講ずることにより、感染被害の迅速かつ全体的な解決を図る必要があることから、優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務は、特措法第26条により、社会保険診療報酬支払基金が行うこととされており、支出先として妥当である。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	必要最低限の経費のみ計上しており、コストの水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	本事業は、B型肝炎訴訟により、国と原告との間で和解が成立した方に対して、給付金等を支給するものであり、合理的な支出となっている。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業は、B型肝炎訴訟により、国と原告との間で和解が成立した方に対して、給付金等を支給するものであり、真に必要な経費である。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	今後も、和音が迅速・適正に進んでいくよう、真摯に取り組んでいく。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みに見合った支出をしている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	-		
点検・改善結果	点検結果	本事業は、特措法に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するための社会保険診療報酬支払基金に造成する基金に充てるための資金を交付するものであり、今後も提訴者数、証拠書類の受理状況等を勘案し必要な経費の確保に努める必要がある。				
	改善の方向性	審査について、今後も、和音が迅速・適正に進んでいくよう、真摯に取り組んでいくとともに、特措法に基づき、提訴者数及び和音者数等を勘案しながら、必要な経費の確保に努めていく。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するために必要な事業であり、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
概算要求額が300億円を超える事業について1シートで作成した理由： 予算額としては300億円を超える規模のものだが、本シートに含まれる事業は、特措法に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するための基金造成に係る事業のみであり、分割しないことが国民へのわかりやすさを阻害するものではないため。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度		平成23年度	新24-067	平成24年度	941	
平成25年度	115	平成26年度	124	平成27年度	132	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省 86,731百万円

〔特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金を支給するため、社会保険診療報酬支払基金に対し基金を造成するために必要な経費を交付〕

A 社会保険診療報酬支払基金 86,731百万円

〔裁判により和解した方々に対し給付金等を支給するため基金を造成し支給する。〕

○収入収支	収入*	支出	基金残高
平成27年度	207,170百万円	80,322百万円	126,848百万円
	* 26年度の基金残額及び利息(120,525百万円)を含む		

○債務保証額 平成27年度1,396億円

○活動指標及び活動実績

B型肝炎訴訟の和解者数(累計)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	7270人	13525人	20317人

○保有割合と算出方法

(保有割合)0.16
 (算出方法)126,848百万円 ÷ 800,000百万円 = 0.16
 ※1 ※2

※1・・・27年度までの基金保有額

※2・・・平成23年7月29日閣議決定「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」の別添「集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に関する枠組み(骨子)の「4.財源」に明記された給付金等の支給に当面5年間で必要な費用1.1兆円から、執行状況を踏まえ今後検討とされた0.3兆円を除いた額0.8兆円

○前年度の基金に関する資金の使途
 特措法に基づき、給付金等として和解者に対し支給する。

B 民間会社等 8社 28百万円

〔裁判により和解した方々に対し給付金を支給するための体制整備等を行う〕

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 しているかにつ
 いて補足する)
 (単位:百万
 円)

